

## 一般競争入札における資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限の要件の見直しについて

本市では、公正な入札の執行の観点等から、建設工事の請負及び建設工事に伴う設計、調査、測量業務の委託契約に係る一般競争入札において、資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「同族企業」という。）の同一入札への参加制限をしておりますが、より一層の公平性の確保のため、令和3年4月1日から、次のとおり、運用の見直しを行います。

### 1 「さいたま市水道局資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準（以下「運用基準」という。）」の改正について

運用基準の改正により、次のとおり一部見直します。

#### 【人的関係】

- 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次の1から5に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 組合の理事
- その他業務を執行する者であって、1から4までに掲げる者に準ずる者

- 一方の会社等の役員が他方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### 【その他】

- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

※ 同族企業が同一入札へ参加したことが判明した場合は、該当するすべての者の入札を無効とします。

※ \_\_\_\_\_：改正箇所

### 2 その他

この度の運用基準の見直しに併せ、「さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得」について、部分的な改正を行います。

※上記改正は、令和3年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

## 参考 『同族企業』とは

「同族企業」とは、同一入札に参加する複数の者（共同企業体にあつてはその構成員）の関係が次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合とします。

※ 詳しくは運用基準をご覧ください。

### （１）資本関係

次のア又はイのいずれかに該当する場合。

ア 子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等。以下「子会社等」という。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等。以下「親会社等」という。）の関係にある場合

イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

### （２）人的関係

次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合。ただし、アは会社等の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６条第１項又は民事再生法第６条第４条第２項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### （３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア 上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

イ 上記（１）及び（２）が複合して該当すると認められる場合

ウ 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

※ 「役員」とは、

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(2) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(3) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(4) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

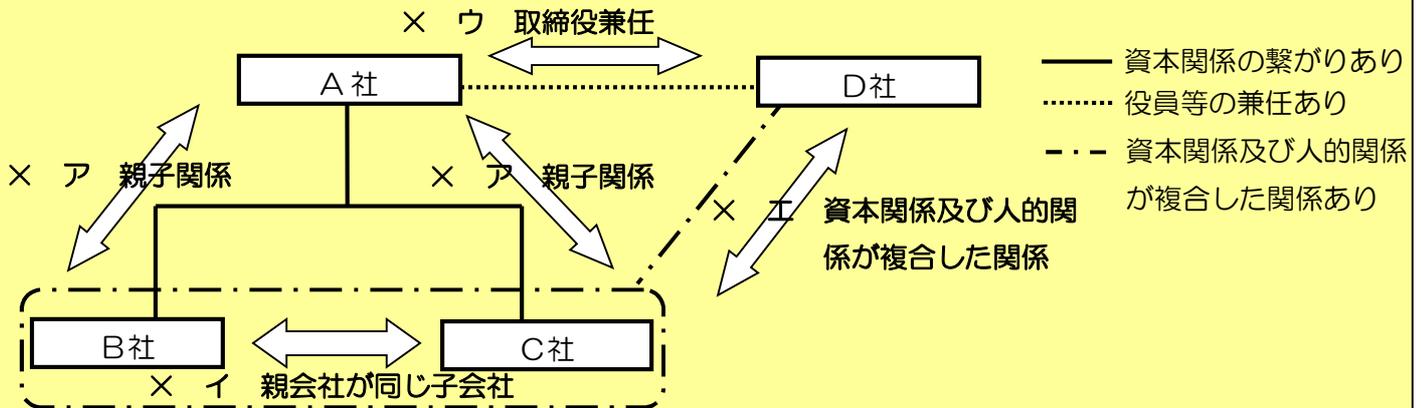
④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者をいいます。

## 同族企業同士の入札を無効とする例

### (1) 単体企業の場合

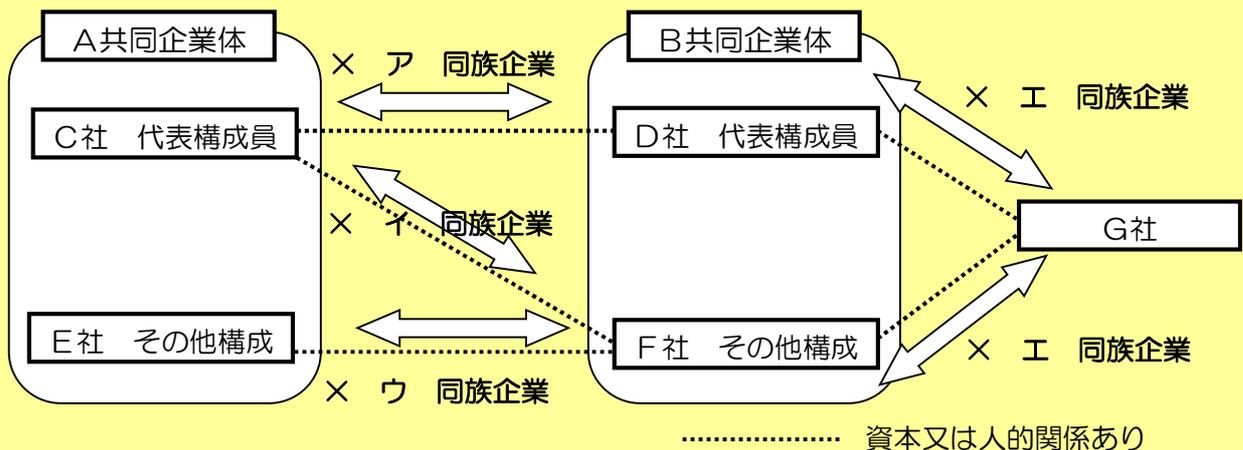
- ア A社とB社(又はC社)は同族企業同士のため、A社とB社(又はC社)が同一入札に参加した場合、A社及びB社(又はC社)が行った入札は無効とする。
- イ B社とC社は同族企業同士のため、B社とC社が同一入札に参加した場合、B社及びC社が行った入札は無効とする。
- ウ A社とD社は同族企業同士のため、A社とD社が同一入札に参加した場合、A社及びD社が行った入札は無効とする。
- エ D社とB社(又はC社)は同族企業同士のため、D社とB社(又はC社)が同一入札に参加した場合、D社及びB社(又はC社)が行った入札は無効とする。



### (2) 共同企業体の場合

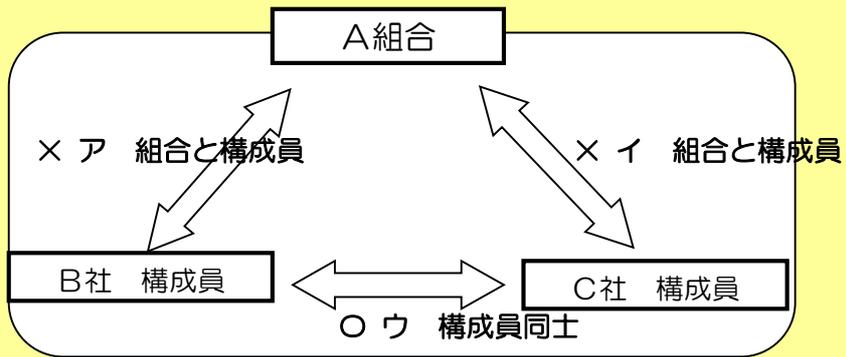
共同企業体の場合、他の企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と他の単体企業が同族企業同士の場合は制限の対象となります。

- ア C社とD社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体及びB共同企業体が行った入札は無効とする。
- イ C社とF社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体とB共同企業体が行った入札は無効とする。
- ウ E社とF社が同族企業同士でありA共同企業体とB共同企業体が同一入札に参加した場合、A共同企業体及びB共同企業体が行った入札は無効とする。
- エ G社とD社(又はF社)が同族企業同士でありB共同企業体とG社が同一入札に参加した場合、B共同企業体及びG社が行った入札は無効とする。



(3) 組合とその構成員の場合

- ア A組合とB社は、組合とその構成員であるため、A組合とB社が同一入札に参加した場合、A組合及びB社が行った入札は無効とする。
- イ A組合とC社は、組合とその構成員であるため、A組合とC社が同一入札に参加した場合、A組合及びC社が行った入札は無効とする。
- ウ B社とC社は、A組合の構成員である。A組合は同一入札に参加せず、構成員同士のみが同一入札に参加した場合は、B社及びC社が行った入札は有効とする。



## 同一入札への参加が制限される「資本関係」及び「人的関係」

### ●同一入札への参加が制限される「資本関係」、「人的関係」

#### 「資本関係」

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 「人的関係」

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下、単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### ●「親会社等」、「子会社等」とは

「親会社等」とは次のいずれかに該当する者をいう。(会社法第2条第4号の2)

- ① 親会社(株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人)として法務省令で定めるもの
- ② 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

※ 法務省令=会社法施行規則第3条の2

「子会社等」とは次のいずれかに該当する者をいう。(会社法第2条第3号の2)

- ① 子会社(会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社その経営を支配している法人)として法務省令で定めるもの
- ② 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

※ 法務省令=会社法施行規則第3条の2

### ●「会社等」とは

会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体をいう。(会社法施行規則第2条第3項第2号)

### ●「役員」とは

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - (2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - (3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - (4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

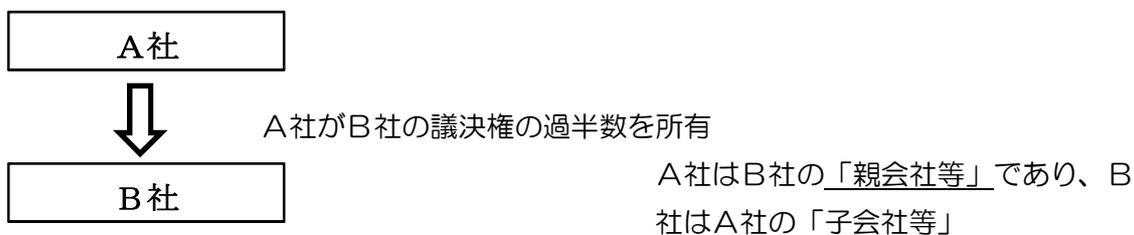
- ③ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

● 「指名委員会等設置会社」とは

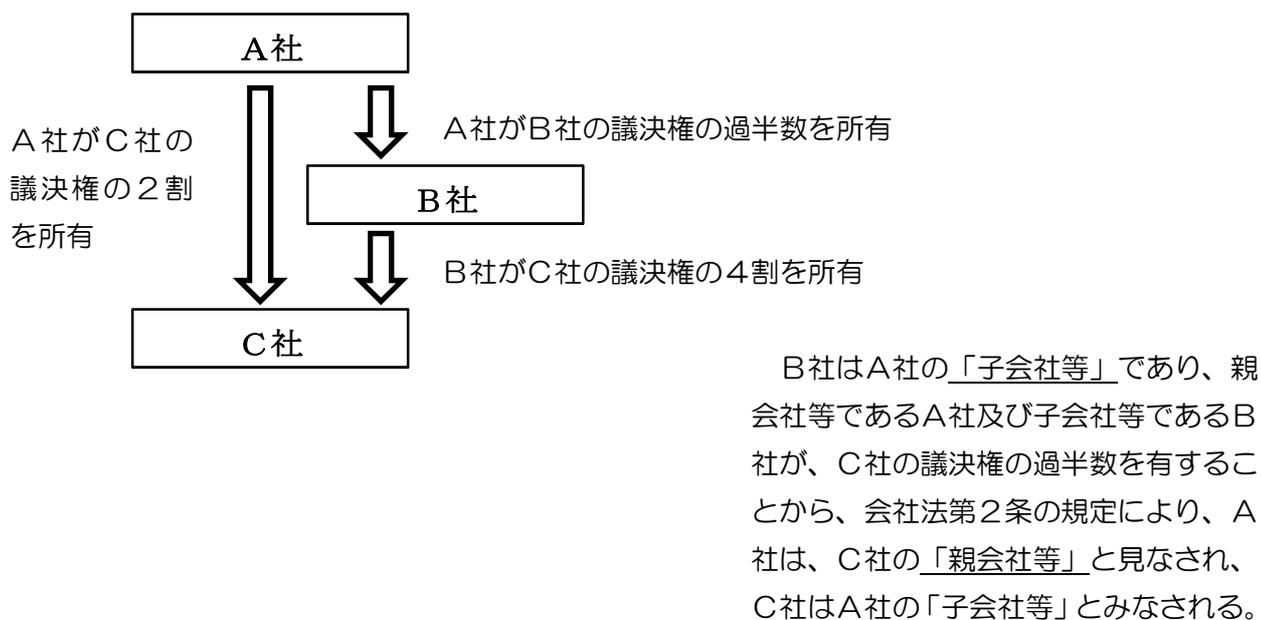
指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう。(会社法第 2 条第 12 号)

● 同一入札への参加が制限される「資本関係」

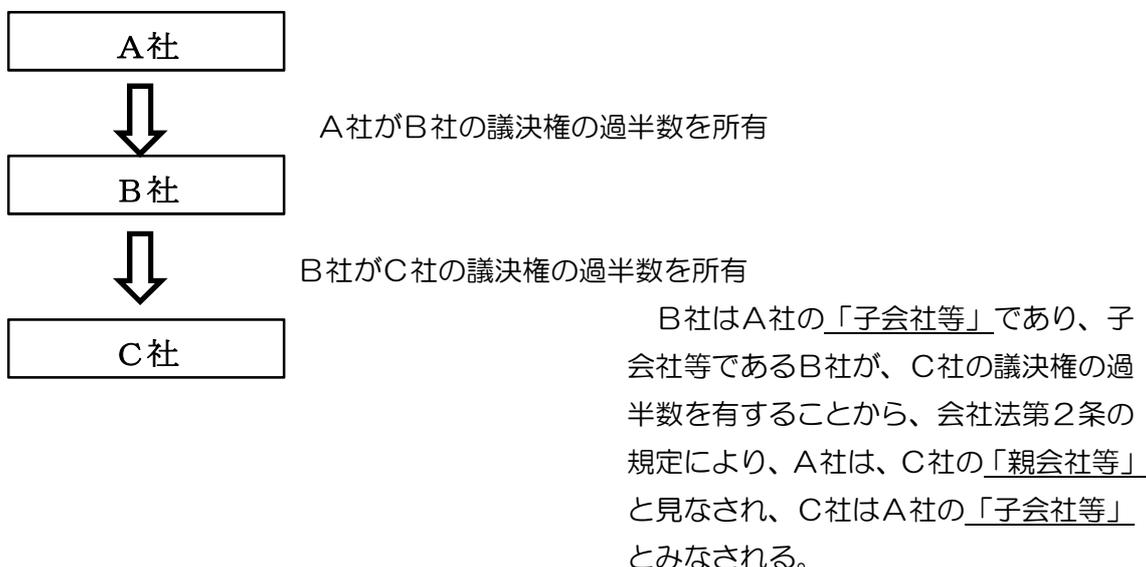
例 1 直接過半数の議決権を有している場合



例 2 親会社等と子会社等を合わせて議決権の過半数を有している場合



### 例3 子会社等が議決権の過半数を有している場合

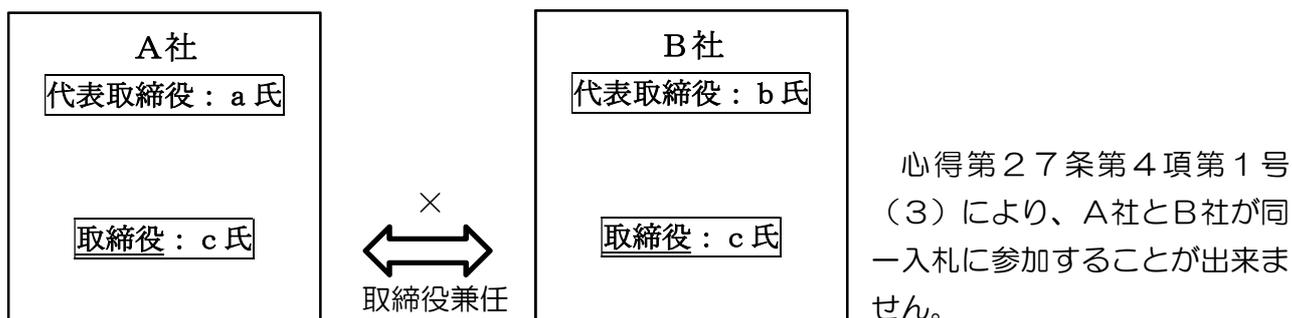


●同一入札への参加が制限される「人的関係」

#### 例1 A社の代表取締役がB社の取締役を兼ねている場合

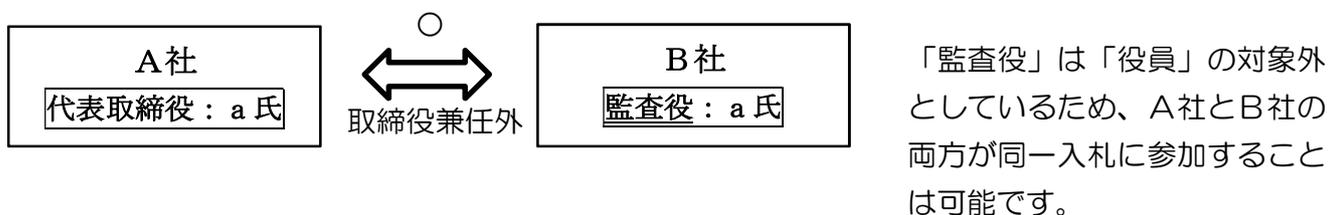


#### 例2 A社の取締役がB社の取締役を兼ねている場合



※次の場合は制限の対象外となります

#### 例1 A社の代表取締役がB社の監査役を兼ねている場合



例2 A社の取締役がB社（民事再生手続開始決定済）の取締役に兼ねている場合



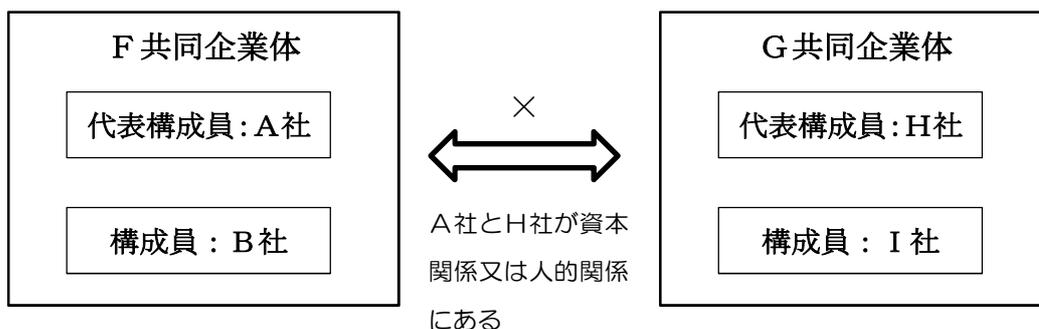
心得第27条第4項第3号ただし書きにより、A社とB社の両方が同一入札に参加することは可能です

●共同企業体の取扱い

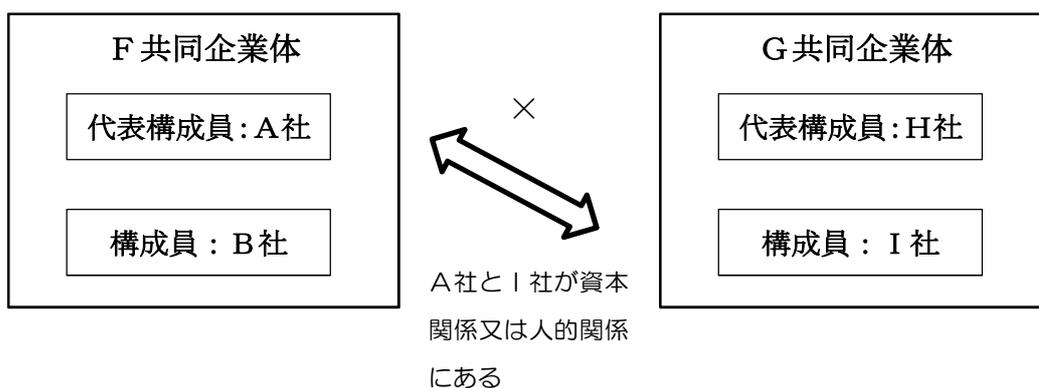
共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が同族企業同士の場合は制限の対象として取り扱う。

次の例1～3のいずれについても制限の対象となり、両共同企業体が同一入札に参加することはできません。また、参加形態を単体企業又は共同企業体の混合とする入札の場合においては、共同企業体の代表構成員及び構成員と資本関係又は人的関係にある単体企業も同様に取り扱います。

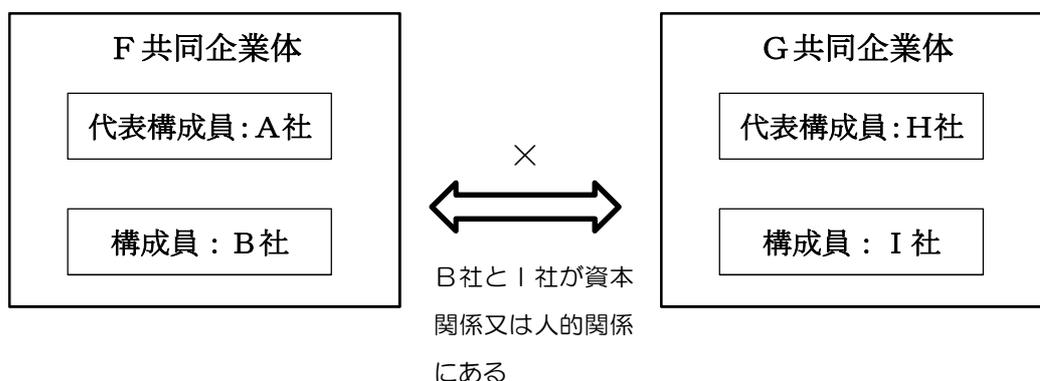
例1 共同企業体の代表構成員同士が資本関係又は人的関係にある場合



例2 共同企業体の代表構成員と他方の共同企業体の代表構成員以外の構成員同士が資本関係又は人的関係にある場合



### 例3 共同企業体の代表構成員以外の構成員同士が資本関係又は人的関係にある場合



#### 参考

##### 【会社法第二条抜粋】

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

##### 【会社法施行規則第三条の2抜粋】

（子会社等及び親会社等）

法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号 ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者（会社等であるものを除く。）が同号 ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の

割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

- （１）自己の計算において所有している議決権
- （２）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- （３）自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- （４）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

- （１）自己（自然人であるものに限る。）
- （２）自己の役員
- （３）自己の業務を執行する社員
- （４）自己の使用人
- （５）（２）から（４）までに掲げる者であった者
- （６）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合